

ミツヒロニュース



映画「ワーカーズ」を観ました。成果主義、効率優先、格差等が進む中、働くことに生きがいを持って無い人がいます。働く場を求めても他人と比較され、選別され、未来への希望が見え出せなくなっています。世の中の目まぐるしい変化の中で、人と人、地域、社会との結びつきを自らが主体となり「皆で働く、皆で生きる」「協同労働」が、注目されています。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇教育資金一括贈与の非課税措置の詳細が明らかに
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(14) 「春の税務調査開始！」
- ◇あとがき / 女性に嬉しい アンチエイジング

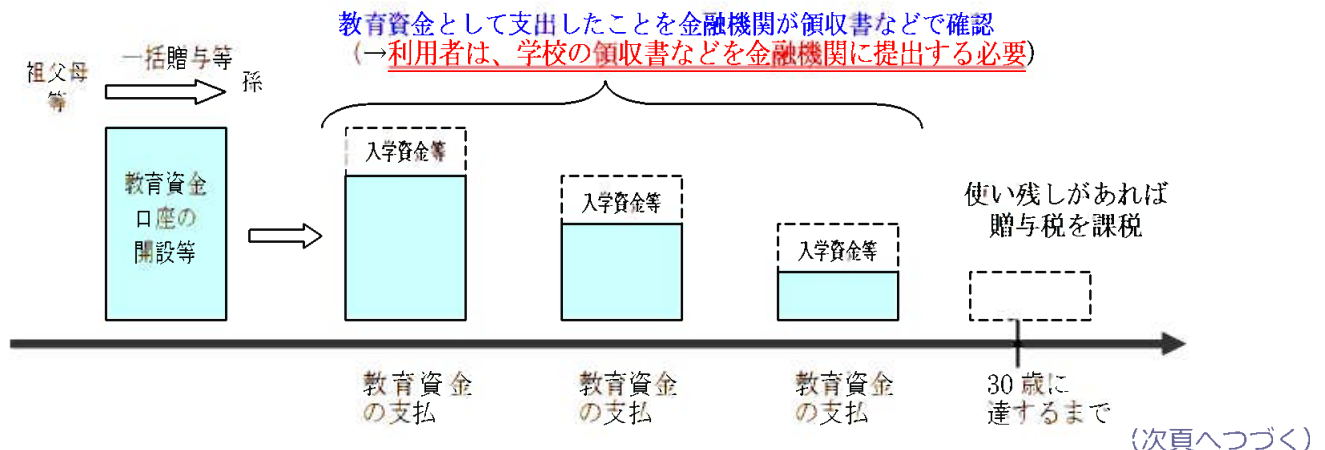
教育資金一括贈与の非課税措置の詳細が明らかに

『孫の教育資金は 1500 万円まで非課税！塾など学校以外の費用は 500 万円まで。』

平成 25 年度税制改正で、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に限り、祖父母や父母などの直系尊属が、30 歳未満の子又は孫へ教育資金を一括贈与した場合、1,500 万円まで非課税となる措置が講じられることとなりました。

1. 制度の概要

- ・祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに 1,500 万円（※）までを非課税とします。
※学校等以外の者に支払われるものについては 500 万円を限度とします。
- ・教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- ・孫等が 30 歳に達する日に口座等は終了。
- ・平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 3 年間の措置。



2. 教育資金とは

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

【「学校等」とは】

- ・ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校
- ・ 外国の教育施設
【外国にあるもの】 その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
- 【国内にあるもの】 インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・ 認定こども園又は保育所 など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

《A 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの》

- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品。ただし、上記の指導を行う者を通じて購入するもの（＝指導を行う者の名で領収書が出るもの）に限ります。
※個人で購入した場合（例：塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入）は、対象となりません。

《B A以外（物品の販売店など）に支払われるもの》

- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500万円までの非課税枠の対象になります。
この場合は、領収書等に加え、学校等が認めたものであるとわかるものを、金融機関に提出する必要があります。

- ◎これらの費用の支払いについては領収書等で確認することとなりますが、領収書には支払い日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名又は名称及び住所又は所在地、摘要（〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間））が明らかになっている必要があります。

(次頁へつづく)

Q.この制度の適用を受けられる期間は決まっていますか？

A.平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に贈与された資金に限られます。

Q.誰でもこの制度の適用を受けられますか？

A.直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母）から 30 歳未満の子、孫、ひ孫等への贈与であれば適用になります。

Q.孫等が何人いても、合計 1,500 万円までが贈与税非課税の限度額ですか？

A.孫など（受贈者）1 人当たり 1,500 万円が非課税限度額ですので、例えば、孫が 3 人いれば、合計 4,500 万円まで非課税で贈与することが可能です。

Q.父方、母方の両方の祖父母等から贈与を受けることは可能ですか？

A.孫 1 人あたり 1,500 万円の限度額であれば、複数の方（ただし、直系尊属に限る）から贈与することは可能です。



こんなにかかる教育費！

《参考》子ども 1 人当たりの教育費（学費総額）

	幼稚園から高校までの学費総額	大学（昼間部 4 年制平均）
公立	約 504 万円	約 270 万円
私立	約 1,702 万円	約 527 万円
国立		約 263 万円

「平成 22 年度子どもの学習費調査」

「平成 22 年度学生生活調査結果」

独立行政法人日本学生支援機構より作成

(3) 金融機関での対応

各金融機関で対応されると思いますが、すでに申込み受付を開始された三井住友信託銀行の場合、下記の通りとなっています。

1 申込み

委託者	受益者の直系尊属である個人のお客さま (複数の委託者での申込みができます)
受益者	30歳未満の個人のお客さま(未成年のお客さまは、親権者等の手続となります)
申込金額	5,000円以上1,500万円以下(1円単位)
申込期間	平成27年12月25日まで
追加設定	・5,000円以上1円単位です。 ・受益者1人あたり申込総額1,500万円までの範囲で可能です。 ・追加設定の申込みも、平成27年12月25日までとなります。
信託報酬	信託設定時、管理期間中のいずれの場合においても、管理報酬は頂きません。 ただし、信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として収受します。

2 信託財産の払出

預け入れた資金は受益者からの請求に基づき払出します。

領収書払い

教育資金の支払いに充当したことを証明する領収書等(信託設定日以降、支払日から1年以内)の必要書類を三井住友信託銀行に郵送(または窓口)にて提出します。



三井住友信託銀行宛に提出する必要書類

- 教育資金贈与信託 払出請求書
- 教育機関からの領収書等(信託設定日以降、支払日から1年以内/コピー不可)
- 受益者さま名義の金銭信託通帳、普通預金通帳

振込払い

三井住友信託銀行の窓口へ教育資金に係る請求書等の必要書類を提出します。教育機関等への支払手続きまでを三井住友信託銀行にて行います。

(4) 創設の趣旨

我が国の個人金融資産は約1,500兆円もの規模であるが、その多くは60歳以上の高齢者層に偏重しています。

一方で、子育て世代は将来の子供の教育資金に対する不安等から消費活動を手控える傾向がみられます。

個人資産の世代間移転を促すことで、我が国にとって大きな財産である潤沢な個人金融資産を活用して将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担う人材の着実な育成につなげることで、また、これにより現役世代の将来に対する不安を和らげ消費活動の活発化を図るために、教育資金の一括贈与に非課税措置を設けました。ぜひ、皆様活用して頂ければと思います。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 14. 「春の税務調査開始！」

春の税務調査の季節がやってきました。税務調査というのは、1年の中でも大きく2つの時期に分かれています。少しややこしい部分もあるので、税務署的な視点から解説しておきましょう。

国税という組織は、1年の始まりを7月としています。ちょっと変わっているのですが、一般的な考え方からすると、かなり違和感があるところですよ。

国税は1年を上期と下期に分けていますが、7月から始まりますから、毎年

7～12月：上期

1月～6月：下期

としています。ということは、春のこの時期は下期ですね。

下期は少し特別で、個人の確定申告があります。確定申告は2～3月中旬までなのですが、この時期は税務調査に立会いする税理士も忙しく、また税務署内も確定申告の対応に忙しいという事情もあって、特別な事情などがない限り、**確定申告時期に調査が行われることはありません。**

こういう事情を考えると、大きく税務調査は「春の時期」と「秋の時期」に分けることができるのです（真冬は調査がないという感覚です）。

ここにはさらに税務署内の事情が絡んできます。税務署の職員は、3年に1回程度の頻度で転勤（他の税務署に異動）するのですが、この転勤時期は7月上旬です。しかも、転勤になる調査官は、直前まで転勤になるかどうかを明示されていないのです。

ということは、春の調査と秋の調査には次のような違いがあるといえます。

【春の税務調査】

- ・ 時期が短い
- ・ 調査件数が少ない

【秋の税務調査】

- ・ 時期が長い
- ・ 調査件数が多い

春と秋で、税務調査にもこれだけの違いが出てくるのです。

参考文献： ■文部科学省HP ■三井住友信託銀行HP

今月のお勧めセミナー

第1回 実務講座「経理実務の基礎」を開催します。

経理から経営戦略をどう構築していくかを考えるきっかけとして頂けるよう、また、経理の担当になって間もない方には経理に関して興味を持って頂けるように、経理実務について分かりやすくお話しします。是非ご参加ください。

(セミナー概要は、別紙案内[5月開催スケジュール(桜色)]をご覧ください。)

あしがき

下田です。私、健康オタクでは有りませんが、お酢を飲み始めました。愛飲しているのは「紅芋酢」。赤ワインと同様に、ポリフェノールの一種「アントシアニン」が豊富で抗酸化作用が有り、女性に嬉しいアンチエイジング効果が抜群なんだそうです。実際、疲労が溜りにくくなり、血行促進にも良いので肩こりが軽くなった気がします。その他、肝機能の向上にも効果があるそうです。これから暑さに向かう季節、健康維持のために続けてみようと思います。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦略
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

